平成 25 年 6 月 25 日

各　　位

会社名　株式会社　みちのく銀行
代表者名　取締役頭取　髙田　邦洋
（コード番号　8350　　東証第一部）
問合せ先　秘書室長　貝塚　敏
（℡　017-774-1112）

株式報酬型ストックオプションの発行に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 6 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条に基づき、当行常勤役員（取締役、執行役員）に対し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を定め、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

Ⅰ．新株予約権を発行する理由

常勤役員（取締役、執行役員）が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、役員退職慰労金制度を廃止して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

Ⅱ．新株予約権の発行要領

1. 募集新株予約権の名称　　株式会社みちのく銀行　第 4 回新株予約権

2. 募集新株予約権の総数　　529 個（常勤取締役 6 名に 300 個、執行役員 10 名に 229 個を割り当てる。）

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。

ただし、下記 13.に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。なお、かかる調整は、募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当行は、取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月11日から平成50年7月10日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1） 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（2） 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の（1）、（2）、（3）、（4）又は（5）の議案につき当行株主総会で承認された（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会の決議がなされた）場合は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。

（1） 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

（2） 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

（3） 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

（4） 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（5） 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる

場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（1） 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（3） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

（5） 新株予約権を行使することができる期間
上記 5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（6） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 6.に準じて決定する。

（7） 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8） 新株予約権の取得条項
上記 8.に準じて決定する。

（9） その他の新株予約権の行使の条件
下記 11.に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

（1） 新株予約権者は、上記 5.の期間内において、当行の取締役（非常勤取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合においては、当該地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

（2） 上記（1）に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、上記 9.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、

それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成 49 年 7 月 10 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成 49 年 7 月 11 日から平成 50 年 7 月 10 日

② 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から 30 日間

(3) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

(4) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（1 ヵ月未満は 1 ヵ月とする。）を乗じ、さらに 12 で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については、1 個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。

(5) 新株予約権者が、当行と新株予約権者の間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。

(6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権割当契約書の定めるところによる。

(8) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、割当日においてブラックショールズモデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、割当てを受ける者が当該払込金額の払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

以下の算式及び(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N\left(d - \sigma\sqrt{T}\right)$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1 株当たりのオプション価格（C）

(2) 株価（S）：平成 25 年 7 月 10 日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値

（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格（X）：1 円

(4) 予想残存期間（T）：3.7 年

(5) ボラティリティ（σ）：3.7 年間（平成 21 年 12 月 10 日から平成 25 年 7 月 10 日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

(7) 配当利回り（q）：1 株当たりの配当金（過去 12 ヶ月の実績配当金（平成 25 年 3 月配当金））÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数（$N(\cdot)$）

※上記により算出される金額は、募集新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 25 年 7 月 10 日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 25 年 7 月 10 日

（参考）

(1)株主総会付議にかかる取締役会決議日	平成 22 年 5 月 14 日（金）
(2)株主総会の決議日	平成 22 年 6 月 24 日（木）
(3)発行取締役会決議日	平成 25 年 6 月 25 日（火）
(4)割当日	平成 25 年 7 月 10 日（水）

以　上